

平成27年第3回泉南市議会定例会議案書

議案一覧表

(平成27年9月2日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
報告	1	平成26年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について	1
報告	2	平成26年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について	5
報告	3	平成26年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について	9
議案	1	泉南市公平委員会委員の選任について	13
議案	2	泉南市樽井地区財産区管理委員の選任について	17
議案	3	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案	4	泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案	5	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案	6	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案	7	泉南市三世帯同居等支援のための固定資産税特例措置に関する条例の制定について	55
議案	8	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	61

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	9	泉南市財政調整基金条例の制定について	65
議 案	10	泉南市土地開発基金条例の廃止について	69
議 案	11	泉南市医療施設整備基金条例の廃止について	73
議 案	12	平成27年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）	77
議 案	13	平成27年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計補正予算（第1号）	127
議 案	14	平成27年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	133
議 案	15	平成27年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	143
議 案	16	平成27年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	153
議 案	17	平成27年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	165
議 案	18	平成27年度泉南市水道事業会計補正予算（第1号）	175
議 案	19	平成26年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について	183
議 案	20	平成26年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について	185

議案	21	平成26年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について	187
議案	22	平成26年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について	189
議案	23	平成26年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について	191
議案	24	平成26年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について	193
議案	25	平成26年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について	195
議案	26	平成26年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について	197
議案	27	平成26年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について	199
議案	28	平成26年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について	201
議案	29	平成26年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について	203
議案	30	平成26年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について	205
議案	31	平成26年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	207
議案	32	平成26年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	209
議案	33	平成26年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について	211

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	34	平成26年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	213
議 案	35	平成26年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	215
議 案	36	平成26年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	217
議 案	37	平成26年度泉南市水道事業会計決算認定について	219

平成26年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく泉南市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成26年度決算に基づく泉南市健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.98)	— (17.98)	10.2 (25.0)	135.1 (350.0)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため「—」と記載している。

※本市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

泉南監報告第 11 号
平成 27 年 8 月 13 日

泉南市長 竹 中 勇 人 様

泉南市監査委員 齋 藤 一 夫
泉南市監査委員 南 良 徳

平成 26 年度泉南市財政健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 26 年度泉南市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成 26 年度泉南市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

いずれの比率も早期健全化基準未満であり、「財政健全化計画」策定を要しない。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成25年度	平成26年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	12.98
②連結実質赤字比率	—	—	17.98
③実質公債費比率	9.1	10.2	25.0
④将来負担比率	138.1	135.1	350.0

※「—」は実質赤字額・連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成26年度の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

②連結実質赤字比率について

平成26年度の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

③実質公債費比率について

平成26年度の実質公債費比率は10.2%となっており、早期健全化基準の25.0%未満である。

④将来負担比率について

平成26年度の将来負担比率は135.1%となっており、早期健全化基準の350.0%未満である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 2 6 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 2 7 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成 2 6 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
下水道事業特別会計	—	2 0 . 0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 9 7 号）第 1 7 条の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と記載している。

泉南監報告第 12 号

平成 27 年 8 月 13 日

泉南市長 竹 中 勇 人 様

泉南市監査委員 齋 藤 一 夫

泉南市監査委員 南 良 徳

平成 26 年度泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 26 年度泉南市下水道事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成 26 年度泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成25年度	平成26年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※「—」は資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成26年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成26年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成26年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と記載している。

泉南監報告第 13 号

平成 27 年 8 月 13 日

泉南市長 竹 中 勇 人 様

泉南市監査委員 齋 藤 一 夫

泉南市監査委員 南 良 徳

平成 26 年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 26 年度泉南市水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成 26 年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成25年度	平成26年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※「—」は資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成26年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

議案第1号

泉南市公平委員会委員の選任について

次の者を泉南市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 大阪府藤井寺市小山四丁目3番9号
氏 名 佐野 隆久（さの たかひさ）
生年月日 昭和34年4月12日
職 業 弁護士

提案理由

佐野隆久氏は、平成27年12月23日をもって任期満了となるが、泉南市公平委員会委員として最適任者と認め、再任したいので、提案するものである。

議案第1号参考

佐野隆久氏 経歴

昭和58年 3月	同志社大学法学部法律学科卒業
同 58年 4月	大阪府事務吏員採用
平成10年10月	司法試験合格
同 11年 3月	大阪府退職
同 12年10月	大阪弁護士会登録、近畿中央法律事務所勤務
同 13年 1月	弁理士登録
同 14年 4月	近畿中央法律事務所退職
同 14年 5月	佐野・吉田法律特許事務所を開設
同 16年11月	税理士登録
同 20年11月	南森町佐野法律特許事務所に変更
同 23年12月	泉南市公平委員会委員に就任（現在に至る。）

議案第2号

泉南市樽井地区財産区管理委員の選任について

次の者を泉南市樽井地区財産区管理委員に選任したいので、泉南市樽井地区財産区管理会協議書第3条の規定により、議会の同意を求める。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市樽井五丁目4番37号
氏 名 稲垣 智彦 (いながき ともひこ)
生年月日 昭和27年10月3日
職 業 会社員
経 歴 会社員

住 所 泉南市樽井五丁目27番26号
氏 名 久世 陽一 (くぜ よういち)
生年月日 昭和12年9月5日
職 業 自営業
経 歴 元樽井区選挙管理委員

住 所 泉南市樽井五丁目24番2号
氏 名 芝野 誠一 (しばの せいいち)
生年月日 昭和18年2月26日
職 業 無職
経 歴 元民生委員

住 所 泉南市樽井四丁目25番27号
氏 名 城野 伊一郎 (じょうの いいちろう)
生年月日 大正15年10月22日
職 業 自営業
経 歴 元樽井区長代行

住 所 泉南市樽井五丁目20番2号
氏 名 竹野 利宏 (たけの としひろ)
生年月日 昭和7年8月18日
職 業 会社経営
経 歴 元樽井区長

住 所 泉南市樽井五丁目14番18号
氏 名 又野 信一 (またの しんいち)
生年月日 昭和22年7月24日
職 業 無職
経 歴 元会社員

住 所 泉南市樽井六丁目26番3号
氏 名 又野 孝江 (またの たかえ)
生年月日 昭和14年6月29日
職 業 無職
経 歴 元民生委員

議案第 3 号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南市学校給食検討委員会及び泉南市学校施設検討委員会を設置するとともに、当該委員の報酬の額について規定するため、本条例を提案するものである。

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

(泉南市附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市附属機関に関する条例(昭和46年泉南市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2 泉南市教育委員会評価委員会の項の次に次のように加える。

泉南市学校給食検討委員会	学校給食事業の適正運営及び安全性の確保に関する事項
泉南市学校施設検討委員会	学校施設の施設整備に関する事項

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会評価委員会委員の項の次に次のように加える。

学校給食検討委員会委員	日額 7,500円
学校施設検討委員会委員	日額 7,500円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の施行に伴い、すべての国民にマイナンバーが通知されることとなり、同法第 3 1 条の規定に基づき、特定個人情報の利用及び提供の制限、開示請求等について必要な措置を講ずるため、本条例を提案するものである。

泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例

泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「除く。）」の次に「及び特定個人情報のうち事業を営む個人の当該事業に関する情報」を加え、同条中第6号を第10号とし、第2号から第5号までを4号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第8条第1項中「除き、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の3条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することがで

きる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

（情報提供等記録の利用の制限）

第8条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第8条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第12条第1項中「及び」を「並びに」に改め、「第21条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同条第2項中「代理人」の次に「（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「特定個人情報を除く個人情報については、」を加える。

第15条第2項中「代理人」の次に「（特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第19条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第19条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第20条第1項中「関する個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加える。

第21条第1項中「情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれか

に該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の4の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
第24条に次の1項を加える。

3 特定個人情報の開示請求において、実施機関は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る手数料を減額し、又は免除することができる。

第35条第2項中「開示」の次に「（特定個人情報の開示を除く。）」を加える。

第38条中「第6号」を「第10号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条の2の改正規定 平成28年1月1日

(2) 情報提供等記録に関する部分の規定 番号法附則第1条第5号に定める日

（泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の一部改正）

2 泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例（平成11年泉南市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3号」を「第7号」に改める。

(泉南市暴力団排除条例の一部改正)

- 3 泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）の一部を次のように改正する。
第14条第1項中「第3号」を「第7号」に改める。

議案第 5 号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

マイナンバー制度の導入により、平成 27 年 10 月から住民登録のある方に個人番号通知カードにより個人番号の通知が行われること及び申請に基づき平成 28 年 1 月から個人番号カードの交付が始まることに伴い、個人番号通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市手数料条例の一部を改正する条例

泉南市手数料条例（平成12年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中41の項及び42の項を削り、同表中24の項から40の項までを2項ずつ繰り下げ、同表23の項の次に次の2項を加える。

24	個人番号通知カードの再交付	1件につき500円
25	個人番号カードの再交付	1件につき800円

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の表中41の項及び42の項を削る部分及び同表23の項の次に25の項を加える部分の規定については、平成28年1月1日から施行する。

議案第 6 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）の公布に伴う市民税等の制度改正について、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第4号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。

第5条の次に次の5条を加える。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第5条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予する期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入するこ

とができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

- 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び

住所又は居所) その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第6条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第11条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第26条第9項中「等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第27条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第42条第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「年度（法人税割にあつては、その課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間）、納期の別」を「法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号
第52条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第52条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第60条第1項中「次の各号の一」を「次の各号いずれか」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第62条の2第1項第1号及び第62条の3第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第81条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第82条第2項各号を次のように改める。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にするものである場合には、当該身体障害者との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

第119条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第3条の3第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第7条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 泉南市市税賦課徴収条例第82条第2項第2号から第6号までの改正規定 公布の日
- (2) 泉南市市税賦課徴収条例第2条第3号及び第4号、第16条第2項、第26条第9項、第27条の3第4項、第42条第2項各号、第52条の2第1項第1号、第52条の3第1項第1号及び第2項第1号、第60条第2項第1号、第62条の2第1項第1号、第62条の3第1項第1号、第81条第2項第2号、第82条第2項第1号、第119条の3第2項第1号、附則第7条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号、附則第7条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号並びに附則第3条第1項、第2項及び第4項、第4条、第5条、第7条の規定 平成28年1月1日
(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第5条の2から第5条の3まで及び第5条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の4及び第5条の6（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の5及び第5条の6（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第16条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第42条第2項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第11条第2項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第26条第9項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第26条第9項の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例第26条第9項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第52条の2第1項第1号、第52条の3第1項第1号及び第2項第1号、第60条第2項第1号、第62条の2第1項第1号、第62条の3第1項第1号並びに附則第7条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号、附則第7条の3第1項第1号、第2項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第52条の2第1項並びに第52条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第60条第2項、附則第7条第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第62条の2第1項及び第62条の3第1項並びに附則第7条第2項、附則第7条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の泉南市市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第52条の2第1項並びに第52条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第60条第2項、附則第7条第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第62条の2第1項及び第62条の3第1項並びに附則第7条第2項、附則第7条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第81条第2項第2号及び第82条第2項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第81条第2項並びに第82条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第81条第2項並びに第82条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた旧条例附則第9条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費税等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第87条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第90条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
---------	----------	--

第90条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第90条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第90条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第9条、第

90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条	第90条第1項若しくは第2項、	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第6条第6項、
第9条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第9条第3号	第39条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第90条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
第92条の2	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項

	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第9条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第9条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第9条第3項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ

税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第9条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第9条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第9条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日に

これらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 000本につき1, 262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第9条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第9条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第9条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項

第7項の表第93条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第119条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第119条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

議案第 7 号

泉南市三世代同居等支援のための固定資産税特例措置に関する条例の制定について

泉南市三世代同居等支援のための固定資産税特例措置に関する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

固定資産税の課税免除を行うことにより、本市における三世代同居等の形成を支援し、もって高齢者の孤立防止、子育て支援及び女性の社会進出の促進を図るため、本条例を提案するものである。

泉南市三世代同居等支援のための固定資産税特例措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、固定資産税特例措置（以下「特例措置」という。）を行うことにより、本市における三世代同居等の形成を支援し、もって高齢者の孤立防止、子育て支援及び女性の社会進出の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親 市内に三世代同居等をする子、孫がいる者をいう。
- (2) 子 親の子又は子の配偶者をいう。
- (3) 孫 親の孫又は孫の配偶者をいう。
- (4) 三世代同居等 親、子及び孫が、1棟の建物又は同一敷地内あるいは隣接敷地内にある2棟以上の建物に居住することをいう。
- (5) 特例措置 この条例に基づき固定資産税の課税免除を行うことをいう。

(対象住宅)

第3条 特例措置の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の7第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける住宅（貸家の用に供する住宅を除く。）であること。
- (2) 平成27年1月2日から平成31年1月1日までの間に新築された住宅であること。

(対象者の要件)

第4条 特例措置の適用を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 三世帯同居等をする親、子及び孫が、本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 三世帯同居等をする親、子又は孫が、特例措置の対象住宅を所有する納税義務者であること。
- (3) 三世帯同居等をする親、子及び孫が、特例措置の適用年度の前年度の本市（転入者については、従前の市区町村）の市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の滞納をしていないこと。
- (4) 三世帯同居等をする親、子及び孫が、対象住宅に特例措置の適用期間中現実に居住し、三世帯同居等を形成していること。ただし、死亡その他の市長がやむを得ないと認める事情により現実に居住することができなくなり、三世帯同居等を形成できなくなった場合はこの限りでない。

(特例措置の額)

第5条 特例措置の額は、対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額から、法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法第15条の7第1項若しくは第2項の規定により減額される額を差し引いた額とする。

(申請)

第6条 特例措置の適用を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(取消)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、特例措置を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により適用を受けたことが判明した場合
- (2) 特例措置適用期間中に特例措置対象住宅から親、子又は孫が転居することにより、現実に居住することができなくなり、三世帯同居等が形成されなくなった場合
- (3) 特例措置適用期間中に市民税、固定資産税、都市計画税又は軽自動車税の滞納をした場合

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 8 号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による
厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金保険法及び地方公務員等
共済組合法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金保険法及び地方公務員等
共済組合法の一部改正に伴い、関係条例について所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年泉南市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第2条 職員の再任用に関する条例(平成13年泉南市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2条の見出し中「消防吏員等」を「消防吏員」に改め、同条中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改め、「として在職していた者その他これに準ずる者として地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)附則第30条の4第2項に定める者」を削り、「消防吏員等」を「消防吏員」に改める。

附則第4条中「消防吏員等」を「消防吏員」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和46年泉南市条例第8号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

議案第9号

泉南市財政調整基金条例の制定について

泉南市財政調整基金条例を別紙のように定める。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

年度間の財源の調整を図るための資金を積み立て、もって本市財政の健全な運営に資する財政調整基金を設置するため、本条例を提案するものである。

泉南市財政調整基金条例

(設置)

第1条 年度間の財源の調整を図るための資金を積み立て、もって本市財政の健全な運営に資するため、泉南市財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 毎年度予算で定めるものにあつては、当該予算で定める額の範囲内の額
- (2) 一般会計歳入歳出決算において生じた剰余金にあつては、当該剰余金の全部又は一部の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
- (3) 地方債の繰上償還の財源に充てるとき。
- (4) 前各号のほか、財政上市長が認めたとき。

(委任)

第7条 この条例の定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

泉南市土地開発基金条例の廃止について

泉南市土地開発基金条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南市土地開発基金は、設置目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用も見込まれないことから、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市土地開発基金条例を廃止する条例

泉南市土地開発基金条例（昭和44年泉南市条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 11 号

泉南市医療施設整備基金条例の廃止について

泉南市医療施設整備基金条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南市医療施設整備基金は、設置目的である公的医療機関の整備が完了しており、今後の活用も見込まれないことから、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市医療施設整備基金条例を廃止する条例

泉南市医療施設整備基金条例（平成5年泉南市条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第12号

平成27年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

平成27年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690,909千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,123,901千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(9) 地方特例交付金		35,700	△1,492	34,208
	1)地方特例交付金	35,700	△1,492	34,208
(10)地方交付税		2,400,231	12,163	2,412,394
	1)地方交付税	2,400,231	12,163	2,412,394
(14)国庫支出金		4,342,995	17,152	4,360,147
	2)国庫補助金	675,898	17,152	693,050
(15)府支出金		1,893,845	△6,082	1,887,763
	2)府補助金	540,433	571	541,004
	3)府委託金	158,965	△6,653	152,312
(16)財産収入		13,330	3,222	16,552
	1)財産運用収入	7,589	3,222	10,811
(18)繰入金		1,000,223	495,372	1,495,595
	1)基金繰入金	996,963	493,872	1,490,835
	2)財産区繰入金	3,260	1,500	4,760
(19)諸収入		198,371	18,739	217,110

款	項	補正前の額	補正額	計
	6)雑入	185,608	18,739	204,347
(20)市債		1,687,900	60,057	1,747,957
	1)市債	1,687,900	60,057	1,747,957
(21)繰越金			91,778	91,778
	1)繰越金		91,778	91,778
歳入合計		22,432,992	690,909	23,123,901

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 議会費		279,963	△5,071	274,892
	1) 議会費	279,963	△5,071	274,892
(2) 総務費		2,063,960	△19,856	2,044,104
	1) 総務管理費	1,551,044	△20,821	1,530,223
	2) 徴税費	258,545	△3,189	255,356
	3) 戸籍住民基本台帳費	120,963	11,129	132,092
	4) 選挙費	76,552	△6,442	70,110
	6) 監査委員費	17,065	△533	16,532
(3) 民生費		10,466,955	△5,888	10,461,067
	1) 社会福祉費	2,949,450	5,611	2,955,061
	2) 児童福祉費	3,740,514	△2,270	3,738,244
	3) 生活保護費	2,239,574	△9,593	2,229,981
	4) 国民健康保険費	754,505	△821	753,684
	5) 介護保険費	782,912	1,185	784,097
(4) 衛生費		1,659,531	△24,992	1,634,539
	1) 保健衛生費	501,882	△5,923	495,959

款	項	補正前の額	補正額	計
	2)清掃費	1,146,162	△19,863	1,126,299
	3)上水道費	11,487	794	12,281
(5)農林水産業費		175,503	7,382	182,885
	1)農業費	171,716	7,182	178,898
	3)水産業費	2,586	200	2,786
(6)商工費		72,177	8,615	80,792
	1)商工費	72,177	8,615	80,792
(7)土木費		1,731,723	27,749	1,759,472
	1)土木管理費	132,596	18,682	151,278
	2)道路橋梁費	253,905	△4,066	249,839
	4)都市計画費	918,606	3,694	922,300
	5)住宅費	412,980	9,439	422,419
(9)教育費		1,994,756	△7,149	1,987,607
	1)教育総務費	346,074	△389	345,685
	2)小学校費	394,974	△1,067	393,907
	3)中学校費	354,729	105	354,834
	4)幼稚園費	422,012	△4,386	417,626

	5)社会教育費	401,007	△1,412	399,595
(10)公債費		2,862,990	50,468	2,913,458
	1)公債費	2,862,990	50,468	2,913,458
(11)諸支出金		89,005	659,651	748,656
	9)雑支出	78,009	165,779	243,788
	10)財政調整基金費		493,872	493,872
歳出合計		22,432,992	690,909	23,123,901

第2表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法					備考
				資金区分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
地域子育て支援センター整備 事業債	千円 4,100	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政 府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀 行 その他	年以内 25	年以内 3	年賦又は半年賦、元利 均等償還若しくは元金 均等償還、又は満期一 括償還	左記の条件の範囲内にお いて借入先に融通条件が ある場合は、その条件に 従うことができる。また、 償還期限及び据置期間を 短縮し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換える ことができる。	
水路改修事業債	4,900	〃	〃	〃	15	〃	〃	〃	

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	
臨時財政対策債	千円 1,000,000	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金 については、その融通条件に よる。ただし、財政の都合に より、償還期限及び据置期間 を短縮し、又は繰上償還若し しくは低利に借り換えること ができる。	千円 1,051,057	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ	

平成 2 7 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
9	地方特例交付金	35,700	△1,492	34,208			
(1)	地方特例交付金	35,700	△1,492	34,208			
	1) 地方特例交付金	35,700	△1,492	34,208	1. 地方特例交付金	△1,492	減収補てん特例交付金
10	地方交付税	2,400,231	12,163	2,412,394			
(1)	地方交付税	2,400,231	12,163	2,412,394			
	1) 地方交付税	2,400,231	12,163	2,412,394	1. 地方交付税	12,163	
14	国庫支出金	4,342,995	17,152	4,360,147			
(2)	国庫補助金	675,898	17,152	693,050			
	1) 総務費補助金	49,355	12,010	61,365	4. 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金	10,000	
					5. 個人番号カード交付事務費補助金	2,010	
	2) 民生費補助金	265,616	5,142	270,758	10. 次世代育成支援対策補助金	5,142	次世代育成支援対策交付金
15	府支出金	1,893,845	△6,082	1,887,763			
(2)	府補助金	540,433	571	541,004			

款 15 府支出金 項 2 府補助金

款 15 府支出金 項 2 府補助金 目 2 民生費補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	2) 民生費補助金	293,049	571	293,620	17. 権利擁護人材育成 事業補助金	571	市民後見推進事業補助金
(3) 府委託金		158,965	△6,653	152,312			
	1) 総務費委託金	157,148	△6,653	150,495	6. 府議会議員一般選 挙委託金	△6,653	
16 財産収入		13,330	3,222	16,552			
(1) 財産運用収入		7,589	3,222	10,811			
	1) 利子及び配当金	2,134	3,222	5,356	1. 利子及び配当金	3,222	保有株券にかかる配当金
18 繰入金		1,000,223	495,372	1,495,595			
(1) 基金繰入金		996,963	493,872	1,490,835			
	6) 土地開発基金繰入金		482,602	482,602	1. 土地開発基金繰入金	482,602	
	7) 医療施設整備基金 繰入金		11,270	11,270	1. 医療施設整備基金 繰入金	11,270	
(2) 財産区繰入金		3,260	1,500	4,760			
	2) 新家高野・野口（ 大掛）財産区繰入金		1,500	1,500	1. 新家高野・野口（ 大掛）財産区繰入金	1,500	
19 諸収入		198,371	18,739	217,110			
(6) 雑入		185,608	18,739	204,347			

	2) 過年度収入		18,739	18,739	1. 過年度収入	18,739	生活保護費府費負担金 児童手当国庫負担金 生活保護費国庫負担金	963 783 16,993
20 市 債		1,687,900	60,057	1,747,957				
(1) 市 債		1,687,900	60,057	1,747,957				
	2) 民 生 債	72,300	4,100	76,400	4. 地域子育て支援セ ンター整備事業債	4,100		
	4) 農林水産業債	23,100	4,900	28,000	3. 水路改修事業債	4,900		
	9) 臨時財政対策債	1,000,000	51,057	1,051,057	1. 臨時財政対策債	51,057		
21 繰 越 金			91,778	91,778				
(1) 繰 越 金			91,778	91,778				
	1) 繰 越 金		91,778	91,778	1. 前年度繰越金	91,778		
歳 入 合 計		22,432,992	690,909	23,123,901				

款 21 繰 越 金 項 1 繰 越 金 目 1 繰 越 金

歳 出

款 1 議 会 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 議 会 費	279,963	△5,071	274,892		△5,071		
(1) 議 会 費	279,963	△5,071	274,892		△5,071		
1) 議 会 費	279,963	△5,071	274,892		△5,071		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,132		28,893
				3. 職 員 手 当 等	△2,356		56,667
				4. 共 済 費	△1,539		71,421
				13. 委 託 料	956		195
[1] 人件費事業	253,962	△6,027	247,935		△6,027		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,132	一般職	28,893
				3. 職 員 手 当 等	△2,356	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△138 △139 38 △240 △1,107 △770
				4. 共 済 費	△1,539	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△1,847 197 111
[2] 議会運営事業	13,744	956	14,700		956	議会事務局	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	956	設計委託料	
2 総 務 費	2,063,960	△19,856	2,044,104	4,557	△24,413		
				国庫支出金			
				11,210			
				府支出金			
				△6,653			
(1) 総務管理費	1,551,044	△20,821	1,530,223	9,200	△30,021		

				国庫支出金 9,200			
1) 一般管理費	234,209	4,898	239,107		4,898		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3,380		42,678
				3. 職員手当等	928		24,373
				4. 共 済 費	590		13,789
[1] 人件費事業	80,840	4,898	85,738		4,898		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3,380	一般職	42,678
				3. 職員手当等	928	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	24,373
						66 137 154 △20 344 247	
				4. 共 済 費	590	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	13,789
						317 158 12 103	
2) 人事管理費	430,901	△45,874	385,027		△45,874		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△43,129		81,150
				3. 職員手当等	11,547		259,765
				4. 共 済 費	△14,292		66,249
[1] 人件費事業	407,164	△45,874	361,290		△45,874		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△43,129	一般職	81,150
				3. 職員手当等	11,547	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	259,765
						△1,482 △1,841 △1,944 △1,868 △960 △9,563 △5,430	

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 2 人事管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 2 人事管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
						退職手当	34,635	
				4. 共 済 費	△14,292	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△14,088 △204	66,249
5) 財政管理費	288,115	△1,056	287,059		△1,056			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△455		39,729	
				3. 職員手当等	△342		26,625	
				4. 共 済 費	△259		13,955	
[1] 人件費事業	80,309	△1,056	79,253		△1,056			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△455	一般職	39,729	
				3. 職員手当等	△342	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△18 △18 △48 △62 △124 △72	26,625
				4. 共 済 費	△259	共済組合納付金		13,955
6) 契約検査費	37,108	176	37,284		176			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	77		18,391	
				3. 職員手当等	99		10,508	
[1] 人件費事業	35,351	176	35,527		176			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	77	一般職	18,391	
				3. 職員手当等	99	地域手当 管理職手当	3 96	10,508
8) 財産管理費	60,969	6,614	67,583		6,614			

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3,766		13,918
				3. 職員手当等	1,731		9,707
				4. 共 済 費	1,117		4,996
[1]人件費事業	28,621	6,614	35,235		6,614		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3,766	一般職	13,918
				3. 職員手当等	1,731	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	156 157 △576 324 78 140 921 531
				4. 共 済 費	1,117	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,105 12
9)企 画 費	117,989	17,084	135,073	9,200	7,884		
				国庫支出金			
				9,200			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,746		48,515
				3. 職員手当等	2,425		30,605
				4. 共 済 費	713		15,068
				13. 委 託 料	9,200		8,441
[1]人件費事業	94,188	7,884	102,072		7,884		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,746	一般職	48,515
				3. 職員手当等	2,425	地域手当 管理職手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	190 768 132 821 514
				4. 共 済 費	713	共済組合納付金 厚生年金保険料	320 230

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 9 企 画 費

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 9 企 画 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						厚生会事業補給金 健康保険料	12 151
[20]まちの魅力発信事業		9,200	9,200	9,200		秘書広報課・政策推進課	
				国庫支出金 9,200 [地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金 9,200]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	9,200	秘書広報課 ウェブサイトリニューアル委託料 政策推進課 翻訳業務委託料	7,700 1,500
12) 人権推進費	91,824	△2,663	89,161		△2,663		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△314		34,331
				3. 職 員 手 当 等	△1,783		20,244
				4. 共 済 費	△566		12,000
[1] 人件費事業	66,575	△2,663	63,912		△2,663		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△314	一般職	34,331
				3. 職 員 手 当 等	△1,783	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△588 △37 △324 △38 △120 △429 △247
				4. 共 済 費	△566	共済組合納付金	12,000
(2) 徴 税 費	258,545	△3,189	255,356		△3,189		

1)賦 課 費	163,510	△2,364	161,146		△2,364		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△659		56,126
				3.職 員 手 当 等	△1,335		33,292
				4.共 濟 費	△370		19,260
[1]人件費事業	108,678	△2,364	106,314		△2,364		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△659	一般職	56,126
				3.職 員 手 当 等	△1,335	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△234 △38 44 230 △861 △476 33,292
				4.共 濟 費	△370	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△526 100 56 19,260
2)徴 収 費	93,835	△825	93,010		△825		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△939		32,877
				3.職 員 手 当 等	362		19,503
				4.共 濟 費	△248		11,324
[1]人件費事業	63,704	△825	62,879		△825		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△939	一般職	32,877
				3.職 員 手 当 等	362	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△6 143 480 432 △61 △275 △224 △127 19,503
				4.共 濟 費	△248	共済組合納付金	11,324

款 2 総 務 費 項 2 徴 税 費 目 2 徴 収 費

款 2 総 務 費 項 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
(3) 戸籍住民基本台帳費	120,963	11,129	132,092	2,010	9,119		
				国庫支出金 2,010			
1) 戸籍住民基本台帳費	120,963	11,129	132,092	2,010	9,119		
				国庫支出金 2,010			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,606		43,633
				3. 職員手当等	2,852		22,113
				4. 共 済 費	1,516		13,794
				7. 賃 金	760		647
				12. 役 務 費	46		5,735
				13. 委 託 料	1,349		518
[1] 人件費事業	79,540	8,974	88,514		8,974		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,606	一般職	43,633
				3. 職員手当等	2,852	地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	184 480 24 120 1,294 750
				4. 共 済 費	1,516	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,504 12
[2] 住民登録事務事業	33,388	2,155	35,543	2,010	145	市民課	
				国庫支出金 2,010			
				[個人番号カード交付事務費補助金 2,010]			

				節 区 分	金 額		
				7.賃 金	760	アルバイト賃金	647
				12.役 務 費	46	カード裏面印字プリントシステム保守料	2,883
				13.委 託 料	1,349	電算委託料	518
(4)選 挙 費	76,552	△6,442	70,110	△6,653	211		
				府支出金			
				△6,653			
1)選挙管理委員会費	28,653	211	28,864		211		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	211		7,993
[1]人件費事業	26,726	211	26,937		211		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	211	扶養手当 地域手当	203 8 7,993
3)府議会議員一般選挙費	20,509	△6,653	13,856	△6,653			
				府支出金			
				△6,653			
				節 区 分	金 額		
				1.報 酬	△248		1,290
				3.職員手当等	△3,115		9,938
				7.賃 金	△304		951
				9.旅 費	△10		12
				11.需 用 費	△122		280
				12.役 務 費	△1,316		1,825
				13.委 託 料	△1,440		4,327
				14.使用料及び賃借料	△98		482
[1]選挙等執行事業	20,509	△6,653	13,856	△6,653		選挙管理委員会事務局	
				府支出金			
				△6,653			

款 2 総 務 費 項 4 選 挙 費 目 3 府議会議員一般選挙費

款 2 総務費 項 4 選挙費 目 3 府議会議員一般選挙費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[府議会議員一般選挙委託金 △6,653]			
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△248	開票管理者報酬 △12 開票立会人報酬 △80 選挙長報酬 △27 選挙立会人報酬 △115 期日前投票所の投票立会人報酬 △14	1,290
				3. 職員手当等	△3,115	超勤手当	9,938
				7. 賃 金	△304	アルバイト賃金	951
				9. 旅 費	△10	費用弁償 △2 普通旅費 △8	12
				11. 需 用 費	△122	消耗品費 △87 食糧費 △4 印刷製本費 △30 光熱水費 △1	280
				12. 役 務 費	△1,316	郵便料 △1,074 電話料 △13 し尿汲取手数料 △4 コピーパフォーマンス料 △8 ポスター掲示場賠償責任保険料 △13 器具点検料 △182 選挙事務従事者等傷害保険料 △22	1,825
				13. 委 託 料	△1,440	選挙公報配布委託料 △307 ポスター掲示場設置及び撤去委託料 △1,133	4,327
				14. 使用料及び賃借料	△98	会場借上料	482
(6) 監査委員費	17,065	△533	16,532		△533		
1) 監査委員費	17,065	△533	16,532		△533		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△320		8,831
				3. 職員手当等	△160		3,824
				4. 共 済 費	△53		3,064

[1]人件費事業	15,719	△533	15,186		△533			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△320	一般職	8,831	
				3. 職員手当等	△160	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△13 △24 △78 △45	3,824
				4. 共 済 費	△53	共済組合納付金	3,064	
3 民 生 費	10,466,955	△5,888	10,461,067	10,613	△16,501			
				国庫支出金 5,942				
				府支出金 571				
				市債 4,100				
(1)社会福祉費	2,949,450	5,611	2,955,061	1,371	4,240			
				国庫支出金 800				
				府支出金 571				
1)社会福祉総務費	272,056	14,435	286,491		14,435			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	7,834		29,841	
				3. 職員手当等	4,365		18,410	
				4. 共 済 費	2,236		10,030	
[1]人件費事業	51,889	14,435	66,324		14,435			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	7,834	一般職	26,301	
				3. 職員手当等	4,365	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当	234 318 576 221	16,231

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 1 社会福祉総務費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 1 社会福祉総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						児童手当 135 期末手当 1,800 勤勉手当 1,081	
				4. 共 済 費	2,236	共済組合納付金 2,212 厚生会事業補給金 24	9,357
4) 防 犯 費	1,875	800	2,675	800			
				国庫支出金	800		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	25		48
				11. 需 用 費	429		344
				14. 使用料及び賃借料	26		24
				18. 備品購入費	320		
[2] 地域で支える暮らしの安心推進事業		800	800	800		生活福祉課	
				国庫支出金	800		
				[地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 800]			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	25	講師謝礼	
				11. 需 用 費	429	消耗品費	
				14. 使用料及び賃借料	26	会場借上料	
				18. 備品購入費	320	器具購入費	
5) 国民年金費	19,421	△4,319	15,102		△4,319		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,039		10,420
				3. 職員手当等	△1,527		5,136

				4. 共 濟 費	△753		3,427
[1]人件費事業	18,983	△4,319	14,664		△4,319		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,039	一般職	10,420
				3. 職員手当等	△1,527	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△156 △88 114 △240 △758 △399
				4. 共 濟 費	△753	共済組合納付金	3,427
8) 障害福祉費	1,352,689	△680	1,352,009		△680		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△410		40,959
				3. 職員手当等	△270		24,437
[1]人件費事業	79,335	△680	78,655		△680		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△410	一般職	40,959
				3. 職員手当等	△270	地域手当 住居手当 通勤手当	△17 230 △483
9) 老人福祉費	92,964	571	93,535	571			
				府支出金	571		
				節 区 分	金 額		
				9. 旅 費	35		61
				11. 需 用 費	35		394
				13. 委 託 料	501		21,208
[9]市民後見推進事業		571	571	571		長寿社会推進課	
				府支出金	571		

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 9 老人福祉費

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 9 老人福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[権利擁護人材育成 事業補助金 571]			
				節 区 分	金 額		
				9. 旅 費	35	普通旅費	
				11. 需 用 費	35	消耗品費	
				13. 委 託 料	501	市民後見推進事業委託料	
15) 後期高齢者医療 費	823,246	△5,196	818,050		△5,196		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△5,196		170,010
[1] 後期高齢者医療 事業特別会計繰 出金事業	170,010	△5,196	164,814		△5,196	保険年金課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△5,196	後期高齢者医療事業特別会計への繰出金	170,010
(2) 児童福祉費	3,740,514	△2,270	3,738,244	9,242	△11,512		
				国庫支出金	5,142		
				市債	4,100		
1) 児童福祉総務費	1,352,358	13,913	1,366,271		13,913		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	8,264		20,950
				3. 職 員 手 当 等	3,585		10,708
				4. 共 済 費	2,064		7,968
[1] 人件費事業	37,100	13,913	51,013		13,913		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	8,264	一般職	19,645
				3. 職員手当等	3,585	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	148 336 111 180 1,889 921 9,746
				4. 共 済 費	2,064	共済組合納付金 厚生会事業補給金	2,040 24 7,709
5) 保育子育て支援費	93,679	5,206	98,885		5,206		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,290		42,504
				3. 職員手当等	2,511		23,231
				4. 共 済 費	405		14,047
[1] 人件費事業	79,782	5,206	84,988		5,206		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,290	一般職	42,504
				3. 職員手当等	2,511	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	371 106 480 240 475 496 343 23,231
				4. 共 済 費	405	共済組合納付金 厚生会事業補給金	393 12 14,047
6) 認定こども園費	378,899	△59,595	319,304		△59,595		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△32,789		154,807
				3. 職員手当等	△15,264		71,886
				4. 共 済 費	△11,542		52,746
[1] 人件費事業	279,439	△59,595	219,844		△59,595		

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 6 認 定 こ ど も 園 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 6 認 定 こ ど も 園 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△32,789	一般職	154,807
				3. 職員手当等	△15,264	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	71,886 △504 △1,333 △480 △618 △49 50 △7,910 △4,420
				4. 共 済 費	△11,542	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	52,746 △9,725 △956 △108 △753
8) 子ども総合支援センター費	240,345	27,922	268,267		27,922		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	16,917		72,220
				3. 職員手当等	6,707		30,006
				4. 共 済 費	4,298		22,608
[1]人件費事業	124,834	27,922	152,756		27,922		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	16,917	一般職	72,220
				3. 職員手当等	6,707	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	30,006 468 694 618 △762 △355 3,776 2,268
				4. 共 済 費	4,298	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	22,608 5,916 △985 48 △681

9) 地域子育て支援センター事業費	5,193	10,284	15,477	9,242	1,042			
				国庫支出金				
				5,142				
				市債				
				4,100				
節 区 分	金 額							
15. 工事請負費		10,284						
[1] 地域子育て支援拠点事業	5,193	10,284	15,477	9,242	1,042	保育子育て支援課		
				国庫支出金				
				5,142				
				[次世代育成支援対策補助金				
				5,142]				
				市債				
4,100								
[地域子育て支援センター整備事業債								
4,100]								
節 区 分	金 額							
15. 工事請負費		10,284						
(3) 生活保護費	2,239,574	△9,593	2,229,981		△9,593			
1) 生活保護費	2,239,574	△9,593	2,229,981		△9,593			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△4,042		49,125	
				3. 職員手当等	△4,054		28,658	
4. 共 済 費	△1,497		16,188					
[1] 人件費事業	93,971	△9,593	84,378		△9,593			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△4,042	一般職	49,125	

款 3 民 生 費 項 3 生活保護費 目 1 生活保護費

款 3 民 生 費 項 3 生活保護費 目 1 生活保護費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△4,054	扶養手当 △156 地域手当 △170 管理職手当 △576 通勤手当 △355 児童手当 △300 期末手当 △1,607 勤勉手当 △890	28,658
				4. 共 済 費	△1,497	共済組合納付金 △1,743 厚生年金保険料 169 健康保険料 77	16,188
(4) 国民健康保険費	754,505	△821	753,684		△821		
1) 国民健康保険費	754,505	△821	753,684		△821		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△821		754,505
[1] 国民健康保険特別会計繰出金事業	754,505	△821	753,684		△821	保険年金課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△821	国民健康保険事業特別会計への繰出金	754,505
(5) 介護保険費	782,912	1,185	784,097		1,185		
1) 介護保険費	782,912	1,185	784,097		1,185		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	1,185		782,630
[1] 介護保険事業特別会計繰出金事業	782,630	1,185	783,815		1,185	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	1,185	介護保険事業特別会計への繰出金	782,630
4 衛 生 費	1,659,531	△24,992	1,634,539		△24,992		

(1)保健衛生費	501,882	△5,923	495,959		△5,923		
1)保健センター費	92,930	△5,923	87,007		△5,923		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,457		43,762
				3. 職員手当等	△2,086		22,768
				4. 共 済 費	△1,380		15,501
[1]人件費事業	82,031	△5,923	76,108		△5,923		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,457	一般職	43,762
				3. 職員手当等	△2,086	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△99 50 △1,376 △661
				4. 共 済 費	△1,380	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△1,368 △12
15,501							
(2)清 掃 費	1,146,162	△19,863	1,126,299		△19,863		
1)清掃総務費	46,104	9,470	55,574		9,470		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,964		21,546
				3. 職員手当等	2,845		12,295
				4. 共 済 費	1,661		7,517
[1]人件費事業	41,358	9,470	50,828		9,470		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,964	一般職	21,546
				3. 職員手当等	2,845	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	534 220 1,326 765
				4. 共 済 費	1,661	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,649 12
7,517							
2)塵芥処理費	866,068	△29,333	836,735		△29,333		

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 2 塵芥処理費

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 2 塵芥処理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△13,844		146,154
				3. 職 員 手 当 等	△8,659		86,846
				4. 共 済 費	△6,830		49,960
[1] 人 件 費 事 業	283,110	△29,333	253,777		△29,333		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△13,844	一般職	146,154
				3. 職 員 手 当 等	△8,659	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	86,846
				4. 共 済 費	△6,830	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	49,960
(3) 上 水 道 費	11,487	794	12,281		794		
1) 上水道費	11,487	794	12,281		794		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	794		9,631
[1] 水道事業会計繰 出金事業	11,487	794	12,281		794	人事課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	794	基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 児童手当に要する経費	9,631
5 農林水産業費	175,503	7,382	182,885	6,400	982		
				繰入金	1,500		

				市債 4,900			
(1)農業費	171,716	7,182	178,898	6,400	782		
				繰入金 1,500			
				市債 4,900			
1)農業委員会費	35,147	201	35,348		201		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	236		15,570
				3. 職員手当等	△35		8,637
[1]人件費事業	33,339	201	33,540		201		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	236	一般職	15,570
				3. 職員手当等	△35	扶養手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△198 24 120 12 7
2)農業総務費	43,003	△1,143	41,860		△1,143		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,419		22,612
				3. 職員手当等	350		13,947
				4. 共 済 費	△74		6,181
[1]人件費事業	42,740	△1,143	41,597		△1,143		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,419	一般職	22,612
				3. 職員手当等	350	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	372 △42 156 400 △342 △194

款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 2 農業総務費

款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 2 農業総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	△74	共済組合納付金	6,181
4) 農 地 費	14,502	8,124	22,626	6,400	1,724		
				繰入金	1,500		
				市債	4,900		
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	8,124		
[1] 農道水路改修事業	14,502	8,124	22,626	6,400	1,724	産業観光課	
				繰入金	1,500		
				[新家高野・野口（大掛）財産区繰入金 1,500]			
				市債	4,900		
				[水路改修事業債 4,900]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	8,124		
(3) 水産業費	2,586	200	2,786		200		
1) 水産振興費	2,586	200	2,786		200		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	200		433

[1]水産振興事業	983	200	1, 183		200	産業観光課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び交付金	200	漁業組合育成事業補助金	433
6 商 工 費	72, 177	8, 615	80, 792		8, 615		
(1)商 工 費	72, 177	8, 615	80, 792		8, 615		
1) 商工総務費	26, 685	8, 615	35, 300		8, 615		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4, 387		14, 197
				3. 職員手当等	2, 916		7, 525
				4. 共 済 費	1, 312		4, 963
[1]人件費事業	26, 685	8, 615	35, 300		8, 615		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4, 387	一般職	14, 197
				3. 職員手当等	2, 916	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	312 188 480 100 240 991 605
				4. 共 済 費	1, 312	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	1, 178 78 12 44
7 土 木 費	1, 731, 723	27, 749	1, 759, 472		27, 749		
(1)土木管理費	132, 596	18, 682	151, 278		18, 682		
1) 土木総務費	132, 596	18, 682	151, 278		18, 682		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	9, 989		66, 085
				3. 職員手当等	5, 870		41, 097
				4. 共 済 費	2, 823		23, 155

款 7 土 木 費 項 1 土木管理費 目 1 土木総務費

款 7 土 木 費 項 1 土木管理費 目 1 土木総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[1]人件費事業	130,337	18,682	149,019		18,682		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	9,989	一般職	66,085
				3. 職員手当等	5,870	扶養手当 600 地域手当 424 管理職手当 576 通勤手当 144 児童手当 200 期末手当 2,463 勤勉手当 1,463	41,097
				4. 共 済 費	2,823	共済組合納付金 2,799 厚生会事業補給金 24	23,155
(2)道路橋梁費	253,905	△4,066	249,839		△4,066		
1)道路橋梁総務費	32,957	△4,066	28,891		△4,066		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,794		16,832
				3. 職員手当等	△1,650		9,680
				4. 共 済 費	△622		5,935
[1]人件費事業	32,447	△4,066	28,381		△4,066		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,794	一般職	16,832
				3. 職員手当等	△1,650	扶養手当 △78 地域手当 △75 住居手当 △324 通勤手当 △96 児童手当 △180 期末手当 △589 勤勉手当 △308	9,680
				4. 共 済 費	△622	共済組合納付金	5,935
(4)都市計画費	918,606	3,694	922,300		3,694		
1)都市計画総務費	55,731	8,816	64,547		8,816		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,768		22,226
				3. 職員手当等	2,693		13,883
				4. 共 済 費	1,355		7,807
[1]人件費事業	43,916	8,816	52,732		8,816		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,768	一般職	22,226
				3. 職員手当等	2,693	地域手当 管理職手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	191 528 85 1,198 691
				4. 共 済 費	1,355	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,343 12
3) 公共下水道費	773,099	△5,122	767,977		△5,122		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△5,122		773,099
[1]下水道事業特別 会計繰出金事業	773,099	△5,122	767,977		△5,122	上下水道総務課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△5,122	下水道事業特別会計への繰出金	773,099
(5)住 宅 費	412,980	9,439	422,419		9,439		
1) 住宅管理費	68,076	9,439	77,515		9,439		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5,142		9,402
				3. 職員手当等	2,541		5,275
				4. 共 済 費	1,756		3,099
[1]人件費事業	17,776	9,439	27,215		9,439		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5,142	一般職	9,402

款 7 土 木 費 項 5 住 宅 費 目 1 住 宅 管 理 費

款 7 土 木 費 項 5 住 宅 費 目 1 住 宅 管 理 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	2,541	扶養手当 293 地域手当 217 通勤手当 67 児童手当 120 期末手当 1,183 勤勉手当 661	5,275
				4. 共 済 費	1,756	共済組合納付金 1,744 厚生会事業補給金 12	3,099
9 教 育 費	1,994,756	△7,149	1,987,607		△7,149		
(1) 教 育 総 務 費	346,074	△389	345,685		△389		
2) 事務局費	183,669	△58	183,611		△58		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	220		94,152
				3. 職員手当等	183		55,471
				4. 共 済 費	△461		31,475
[1] 人 件 費 事 業	181,098	△58	181,040		△58		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	220	一般職	94,152
				3. 職員手当等	183	扶養手当 156 地域手当 15 管理職手当 336 住居手当 258 通勤手当 △302 児童手当 50 期末手当 △882 単身赴任手当 552	55,471
				4. 共 済 費	△461	共済組合納付金 △181 厚生年金保険料 △133 健康保険料 △147	31,475
5) 人権教育推進費	32,383	△331	32,052		△331		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△124		14,249
				3. 職員手当等	△182		9,326
				4. 共 済 費	△25		4,859
[1]人件費事業	28,434	△331	28,103		△331		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△124	一般職	14,249
				3. 職員手当等	△182	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	18 △5 △96 △26 △46 △27
				4. 共 済 費	△25	共済組合納付金	4,859
(2)小学校費	394,974	△1,067	393,907		△1,067		
1) 学校管理費	139,315	△1,067	138,248		△1,067		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△292		16,822
				3. 職員手当等	△602		9,270
				4. 共 済 費	△173		5,985
[1]人件費事業	32,077	△1,067	31,010		△1,067		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△292	一般職	16,822
				3. 職員手当等	△602	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△11 △21 △268 △302
				4. 共 済 費	△173	共済組合納付金	5,985
(3)中学校費	354,729	105	354,834		105		
3) 学校施設整備費	41,002	45	41,047		45		

款 9 教 育 費 項 3 中 学 校 費 目 3 学 校 施 設 整 備 費

						厚生会事業補給金 健康保険料	△12 △539	
(5)社会教育費	401,007	△1,412	399,595		△1,412			
1)社会教育総務費	53,471	93	53,564		93			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△49			27,049
				3. 職員手当等	425			15,608
				4. 共 済 費	△283			9,540
[1]人件費事業	52,197	93	52,290		93			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△49	一般職		27,049
				3. 職員手当等	425	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	270 9 △96 140 65 37	15,608
				4. 共 済 費	△283	共済組合納付金		9,540
5)青少年センター費	52,664	△892	51,772		△892			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△344			22,220
				3. 職員手当等	△331			13,795
				4. 共 済 費	△217			7,793
[1]人件費事業	43,808	△892	42,916		△892			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△344	一般職		22,220
				3. 職員手当等	△331	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△366 △28 480 123 △340 △128 △72	13,795

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 5 青少年センター費

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 5 青少年センター費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	△217	共済組合納付金	7,793
7)留守家庭児童会費	73,057	146	73,203		146		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	146		9,775
[1]人件費事業	50,339	146	50,485		146		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	146	通勤手当	8,789
9)公民館費	67,712	△759	66,953		△759		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△191		11,267
				4. 共 済 費	△568		8,126
[1]人件費事業	43,223	△759	42,464		△759		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△191	通勤手当 期末手当 勤勉手当	△96 △71 △24
				4. 共 済 費	△568	厚生年金保険料 健康保険料	△275 △293
10公債費	2,862,990	50,468	2,913,458		50,468		
(1)公債費	2,862,990	50,468	2,913,458		50,468		
1)元 金	2,465,848	50,468	2,516,316		50,468		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	50,468		2,465,848

[1]市債管理事業 (元金)	2,465,848	50,468	2,516,316		50,468	財政課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	50,468	市債元金償還金	2,465,848
1 1 諸支出金	89,005	659,651	748,656		659,651		
(9) 雑 支 出	78,009	165,779	243,788		165,779		
2) 返 還 金		165,779	165,779		165,779		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	165,779		
[1]国支出金・府支出金返還金事業		165,779	165,779		165,779	生活福祉課・障害福祉課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	165,779	生活福祉課 児童入所施設措置費等国庫負担金返還金 913 児童入所施設措置費等府費負担金返還金 457 生活保護費国庫負担金返還金 113,333 児童扶養手当国庫負担金返還金 850 セーフティネット支援対策等事業費国庫補助金返還金 422 臨時福祉給付金給付事務費国庫補助金返還金 11,055 臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金返還金 1,115 子育て世帯臨時特例給付金事務費国庫補助金返還金 2,150 子育て世帯臨時特例給付金事業費国庫補助金返還金 630 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金105 未熟児養育医療費等国庫負担金返還金 300 障害福祉課 自立支援医療（更生医療）府費負担金返還金 4,954 障害者医療費国庫負担金返還金 10,047 障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 19,428 特別障害者手当等給付費負担金返還金 20	
(10) 財政調整基金費		493,872	493,872		493,872		
1) 財政調整基金費		493,872	493,872		493,872		

款 11 諸支出金 項 10 財政調整基金費 目 1 財政調整基金費

款 11 諸支出金 項 10 財政調整基金費 目 1 財政調整基金費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	493,872		
[1] 財政調整基金事業		493,872	493,872		493,872	財政課	
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	493,872		
歳 出 合 計	22,432,992	690,909	23,123,901	21,570	669,339		
				国庫支出金 17,152			
				府支出金 △6,082			
				繰入金 1,500			
				市債 9,000			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の手当				計
補正後	長 等	3	0	24,453	8,793	979	384	34,609	6,807	41,416	その他の手当 通勤手当 384千円
	議 員	17	96,981	0	37,790	0	0	134,771	61,310	196,081	
	その他の特別職	1,448	80,786	0	0	0	0	80,786	0	80,786	
	計	1,468	177,767	24,453	46,583	979	384	250,166	68,117	318,283	
補正前	長 等	3	0	24,453	9,791	979	384	35,607	7,087	42,694	その他の手当 通勤手当 384千円
	議 員	17	96,981	0	37,790	0	0	134,771	61,310	196,081	
	その他の特別職	1,445	80,929	0	0	0	0	80,929	0	80,929	
	計	1,465	177,910	24,453	47,581	979	384	251,307	68,397	319,704	
比 較	長 等	0	0	0	△ 998	0	0	△ 998	△ 280	△ 1,278	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	3	△ 143	0	0	0	0	△ 143	0	△ 143	
	計	3	△ 143	0	△ 998	0	0	△ 1,141	△ 280	△ 1,421	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 476	千円 1,735,481	千円 1,216,030	千円 2,951,511	千円 603,544	千円 3,555,055	
補正前	484	1,763,945	1,204,328	2,968,273	624,411	3,592,684	
比 較	△ 8	△ 28,464	11,702	△ 16,762	△ 20,867	△ 37,629	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当
	補正後	千円 56,827	千円 71,646	千円 40,368	千円 13,204	千円 75,013	千円 29,482	千円 6,491	千円 26,040
	補正前	57,606	72,759	36,864	14,184	78,128	31,424	6,491	27,240
	比 較	△ 779	△ 1,113	3,504	△ 980	△ 3,115	△ 1,942	0	△ 1,200
	区 分	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当				
	補正後	413,206	千円 235,606	千円 247,595	千円 552				
	補正前	424,771	241,901	212,960	0				
	比 較	△ 11,565	△ 6,295	34,635	552				

(2) 給料及び職員手当等の増額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	△ 28,464	人事異動に伴う増減分	△ 28,464	人事異動による増減	補正後	364人	112人	476人
					補正前	374人	110人	484人
					比 較	△10人	2人	△8人
職員手当等	千円		千円		扶養手当	△ 779	千円	
	11,702	人事異動等に伴う増減分	△ 22,933	人事異動等による増減	地域手当	△ 1,113	千円	
					管理職手当	3,504	千円	
					住居手当	△ 980	千円	
					超過勤務手当	△ 3,115	千円	
					通勤手当	△ 1,942	千円	
					児童手当	△ 1,200	千円	
					期末手当	△ 11,565	千円	
		退職者の増加に伴う増額分	34,635	自己都合退職者の増加	勤勉手当	△ 6,295	千円	
					退職手当	34,635	千円	
					単身赴任手当	552	千円	

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額				補 正 後 の 額			
	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	15,994,220	527,500	1,543,153	14,978,567	15,786,252	536,500	1,593,621	14,729,131
(1) 土 木	5,188,854	47,800	625,963	4,610,691	5,072,456	47,800	642,303	4,477,953
(2) 農 林 水 産	291,183	23,100	85,725	228,558	354,773	28,000	85,725	297,048
(3) 教 育	1,661,574	53,200	167,550	1,547,224	1,583,874	53,200	189,652	1,447,422
(4) 公 営 住 宅	386,161	172,200	50,390	507,971	386,161	172,200	59,409	498,952
(5) 民 生	297,860	72,300	23,600	346,560	296,000	76,400	26,607	345,793
(6) 衛 生	883,023	87,500	68,690	901,833	857,723	87,500	68,690	876,533
(7) 総 務	7,021,092	68,700	476,398	6,613,394	6,970,792	68,700	476,398	6,563,094
(8) 消 防	264,473	2,700	44,837	222,336	264,473	2,700	44,837	222,336
2. 災 害 復 旧 費	41,700	50,300	2,305	89,695	39,800	50,300	2,305	87,795
(1) 土 木	41,700	50,300	2,305	89,695	39,800	50,300	2,305	87,795
3. 一 般 会 計 出 資 債	183,707		10,208	173,499	183,707		10,208	173,499
(1) 一 般 会 計 出 資 債	183,707		10,208	173,499	183,707		10,208	173,499
4. 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	396,771		59,500	337,271	396,771		59,500	337,271
(1) 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	396,771		59,500	337,271	396,771		59,500	337,271
5. 臨 時 税 収 補 て ん 債	60,821		23,268	37,553	60,821		23,268	37,553
(1) 臨 時 税 収 補 て ん 債	60,821		23,268	37,553	60,821		23,268	37,553
6. 臨 時 財 政 対 策 債	10,184,511	1,110,100	614,234	10,680,377	10,183,325	1,161,157	614,234	10,730,248
(1) 臨 時 財 政 対 策 債	10,184,511	1,110,100	614,234	10,680,377	10,183,325	1,161,157	614,234	10,730,248
7. 退 職 手 当 債	1,305,160		213,180	1,091,980	1,305,160		213,180	1,091,980
(1) 退 職 手 当 債	1,305,160		213,180	1,091,980	1,305,160		213,180	1,091,980
計	28,166,890	1,687,900	2,465,848	27,388,942	27,955,836	1,747,957	2,516,316	27,187,477

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,767,332		8,767,332	37.9
(2) 地方譲与税	142,500		142,500	0.6
(3) 利子割交付金	22,400		22,400	0.1
(4) 配当割交付金	38,300		38,300	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	19,400		19,400	0.1
(6) 地方消費税交付金	1,134,700		1,134,700	4.9
(7) ゴルフ場利用税交付金	45,700		45,700	0.2
(8) 自動車取得税交付金	32,100		32,100	0.1
(9) 地方特例交付金	35,700	△1,492	34,208	0.1
(10) 地方交付税	2,400,231	12,163	2,412,394	10.4
(11) 交通安全対策特別交付金	9,501		9,501	—
(12) 分担金及び負担金	292,850		292,850	1.3
(13) 使用料及び手数料	352,394		352,394	1.5
(14) 国庫支出金	4,342,995	17,152	4,360,147	18.9
(15) 府支出金	1,893,845	△6,082	1,887,763	8.2
(16) 財産収入	13,330	3,222	16,552	0.1
(17) 寄 附 金	3,220		3,220	—
(18) 繰 入 金	1,000,223	495,372	1,495,595	6.5
(19) 諸 収 入	198,371	18,739	217,110	0.9
(20) 市 債	1,687,900	60,057	1,747,957	7.6
(21) 繰 越 金		91,778	91,778	0.4

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	22,432,992	690,909	23,123,901	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	279,963	△5,071	274,892	1.2
(2) 総務費	2,063,960	△19,856	2,044,104	8.8
(3) 民生費	10,466,955	△5,888	10,461,067	45.2
(4) 衛生費	1,659,531	△24,992	1,634,539	7.1
(5) 農林水産業費	175,503	7,382	182,885	0.8
(6) 商工費	72,177	8,615	80,792	0.4
(7) 土木費	1,731,723	27,749	1,759,472	7.6
(8) 消防費	860,129		860,129	3.7
(9) 教育費	1,994,756	△7,149	1,987,607	8.6
(10) 公債費	2,862,990	50,468	2,913,458	12.6
(11) 諸支出金	89,005	659,651	748,656	3.2
(12) 災害復旧費	156,300		156,300	0.7
(13) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	22,432,992	690,909	23,123,901	100.0

議案第 13 号

平成 27 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度大阪府泉南市の新家高野・野口（大掛）財産区会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		1	1,500	1,501
	1)総務管理費	1	1,500	1,501
(2) 予備費		3,237	△1,500	1,737
	1)予備費	3,237	△1,500	1,737
歳 出 合 計		3,238	0	3,238

平成 2 7 年度

大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	1	1,500	1,501		1,500		
(1) 総務管理費	1	1,500	1,501		1,500		
1) 財産管理費	1	1,500	1,501		1,500		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	1,500		
[1] 財産管理事業	1	1,500	1,501		1,500	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	1,500	一般会計への繰出金	
2 予 備 費	3,237	△1,500	1,737		△1,500		
(1) 予 備 費	3,237	△1,500	1,737		△1,500		
1) 予 備 費	3,237	△1,500	1,737		△1,500		
[1] 予備費事業	3,237	△1,500	1,737		△1,500	行革・財産活用室	
歳 出 合 計	3,238	0	3,238				

款 2 予 備 費 項 1 予 備 費 目 1 予 備 費

議案第14号

平成27年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,629千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,475,608千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(8) 繰入金		754,505	△821	753,684
	1)他会計繰入金	754,505	△821	753,684
(9) 諸収入		685,177	△1,808	683,369
	3)雑入	684,825	△1,808	683,017
歳入合計		10,478,237	△2,629	10,475,608

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		129,275	△821	128,454
	1) 総務管理費	109,214	△821	108,393
(8) 保健事業費		115,192	△1,808	113,384
	1) 特定健康診査等事業費	72,167	△1,808	70,359
歳 出 合 計		10,478,237	△2,629	10,475,608

平成 2 7 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
8 繰 入 金		754,505	△821	753,684			
(1) 他会計繰入金		754,505	△821	753,684			
	1) 一般会計繰入金	754,505	△821	753,684	2. 職員給与費等繰入金	△821	
9 諸 収 入		685,177	△1,808	683,369			
(3) 雑 入		684,825	△1,808	683,017			
	6) 雑 入	674,314	△1,808	672,506	1. 雑 入	△1,808	雑入
歳 入 合 計		10,478,237	△2,629	10,475,608			

款 9 諸 収 入 項 3 雑 入 目 6 雑 入

歳 出

款 1 総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	129,275	△821	128,454		△821		
(1) 総務管理費	109,214	△821	108,393		△821		
1) 一般管理費	107,496	△821	106,675		△821		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	463		46,061
				3. 職員手当等	△344		29,599
				4. 共 済 費	△940		16,712
[1] 人件費事業	92,372	△821	91,551		△821		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	463	一般職	46,061
				3. 職員手当等	△344	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△62 14 96 81 80 △260 △293
				4. 共 済 費	△940	共済組合納付金	16,712
8 保健事業費	115,192	△1,808	113,384		△1,808		
(1) 特定健康診査等 事業費	72,167	△1,808	70,359		△1,808		
1) 特定健康診査等 事業費	72,167	△1,808	70,359		△1,808		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△806		9,554
				3. 職員手当等	△517		4,967
				4. 共 済 費	△485		3,226
[1] 人件費事業	17,747	△1,808	15,939		△1,808		

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 15	千円 55,272	千円 33,705	千円 88,977	千円 18,513	千円 107,490	
補正前	15	55,615	34,566	90,181	19,938	110,119	
比 較	0	△ 343	△ 861	△ 1,204	△ 1,425	△ 2,629	

職員手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 1,318	千円 2,262	千円 1,152	千円 972	千円 4,368	千円 1,193	千円 684	千円 800	千円 13,483	千円 7,473
	補正前	1,380	2,281	1,056	1,296	4,368	1,112	684	720	13,753	7,916
	比 較	△ 62	△ 19	96	△ 324	0	81	0	80	△ 270	△ 443

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円 △ 343	人事異動に伴う増減分	千円 △ 343	人事異動による増減	職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
					補正後	14人	2人	16人
					補正前	14人	1人	15人
					比 較	—	1人	1人
職 員 手 当 等	△ 861	人事異動に伴う増減分	△ 861	人事異動による増減	扶養手当	△ 62 千円	児童手当	80 千円
					地域手当	△ 19 千円	期末手当	△ 270 千円
					管理職手当	96 千円	勤勉手当	△ 443 千円
					住居手当	△ 324 千円		
					通勤手当	81 千円		

議案第15号

平成27年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,122千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,968,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(4) 繰入金		773,099	△5,122	767,977
	1)一般会計繰入金	773,099	△5,122	767,977
歳入合計		1,974,042	△5,122	1,968,920

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		498,964	△791	498,173
	1) 総務管理費	498,964	△791	498,173
(2) 事業費		276,678	△4,331	272,347
	1) 下水道建設費	276,678	△4,331	272,347
歳 出 合 計		1,974,042	△5,122	1,968,920

平成 2 7 年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 繰 入 金		773,099	△5,122	767,977			
(1) 一般会計繰入金		773,099	△5,122	767,977			
	1) 一般会計繰入金	773,099	△5,122	767,977	1. 一般会計繰入金	△5,122	
歳 入 合 計		1,974,042	△5,122	1,968,920			

款 4 繰 入 金 項 1 一般会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	498,964	△791	498,173		△791		
(1) 総務管理費	498,964	△791	498,173		△791		
2) 施設管理費	155,237	△791	154,446		△791		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△280		12,615
				3. 職員手当等	△272		7,602
				4. 共 済 費	△239		4,472
[1] 人件費事業	24,689	△791	23,898		△791		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△280	一般職	12,615
				3. 職員手当等	△272	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△234 △21 324 △103 △60 △113 △65
				4. 共 済 費	△239	共済組合納付金	4,472
2 事 業 費	276,678	△4,331	272,347		△4,331		
(1) 下水道建設費	276,678	△4,331	272,347		△4,331		
1) 下水道建設費	276,678	△4,331	272,347		△4,331		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,032		21,904
				3. 職員手当等	△1,299		15,139
				4. 共 済 費	△1,000		7,799
[1] 人件費事業	44,842	△4,331	40,511		△4,331		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,032	一般職	21,904

				3. 職員手当等	△1,299	扶養手当 △120 地域手当 △86 住居手当 △97 通勤手当 123 期末手当 △734 勤勉手当 △385	15,139
				4. 共 済 費	△1,000	共済組合納付金	7,799
歳 出 合 計	1,974,042	△5,122	1,968,920		△5,122		

款 2 事 業 費 項 1 下 水 道 建 設 費 目 1 下 水 道 建 設 費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給料	職員手当等	計			
補正後	12人	千円 49,611	千円 31,886	千円 81,497	千円 17,161	千円 98,658	
補正前	12	51,923	33,457	85,380	18,400	103,780	
比 較	0	△ 2,312	△ 1,571	△ 3,883	△ 1,239	△ 5,122	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 3,048	千円 2,108	千円 576	千円 1,523	千円 1,341	千円 840	千円 209	千円 1,860	千円 12,916	千円 7,465
	補正前	3,402	2,215	576	1,296	1,341	820	209	1,920	13,763	7,915
	比 較	△ 354	△ 107	0	227	0	20	0	△ 60	△ 847	△ 450

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	△ 2,312	人事異動に伴う増減分	△ 2,312	人事異動による増減	補正後	12人	—	12人
					補正前	12人	—	12人
					比 較	—		—
職 員 手 当 等	△ 1,571	人事異動に伴う増減分	△ 1,571	人事異動による増減	扶養手当	△ 354 千円	児童手当	△ 60 千円
					地域手当	△ 107 千円	期末手当	△ 847 千円
					住居手当	227 千円	勤勉手当	△ 450 千円
					通勤手当	20 千円		

議案第16号

平成27年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,295千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,074,086千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		1,087,812	2,500	1,090,312
	2)国庫補助金	227,750	2,500	230,250
(4) 支払基金交付金		1,313,930	1,031	1,314,961
	1)支払基金交付金	1,313,930	1,031	1,314,961
(6) 繰入金		864,864	1,185	866,049
	1)他会計繰入金	782,630	1,185	783,815
(9) 繰越金			19,579	19,579
	1)繰越金		19,579	19,579
歳入合計		5,049,791	24,295	5,074,086

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		164,686	3,685	168,371
	1) 総務管理費	116,516	3,685	120,201
(4) 基金積立金		93,884	5,224	99,108
	1) 給付準備基金積立金	93,884	5,224	99,108
(5) 諸支出金		1,710	15,386	17,096
	2) 雑支出金		15,386	15,386
歳 出 合 計		5,049,791	24,295	5,074,086

平成 2 7 年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	国庫支出金	1,087,812	2,500	1,090,312			
(2)	国庫補助金	227,750	2,500	230,250			
	4) 介護保険事業費補助金		2,500	2,500	7. 介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金	2,500	
4	支払基金交付金	1,313,930	1,031	1,314,961			
(1)	支払基金交付金	1,313,930	1,031	1,314,961			
	1) 介護給付費交付金	1,301,083	1,031	1,302,114	2. 過年度分	1,031	
6	繰 入 金	864,864	1,185	866,049			
(1)	他会計繰入金	782,630	1,185	783,815			
	1) 一般会計繰入金	782,630	1,185	783,815	4. 職員給与費等繰入金	3,685	
					5. 事務的経費繰入金	△2,500	
9	繰 越 金		19,579	19,579			
(1)	繰 越 金		19,579	19,579			
	1) 繰 越 金		19,579	19,579	1. 前年度繰越金	19,579	
歳 入 合 計		5,049,791	24,295	5,074,086			

款 9 繰 越 金 項 1 繰 越 金 目 1 繰 越 金

歳 出

款 1 総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	164,686	3,685	168,371	2,500	1,185		
				国庫支出金 2,500			
(1) 総務管理費	116,516	3,685	120,201	2,500	1,185		
				国庫支出金 2,500			
1) 一般管理費	116,516	3,685	120,201	2,500	1,185		
				国庫支出金 2,500			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,946		53,313
				3. 職員手当等	255		30,803
				4. 共 済 費	484		17,943
[1] 人件費事業	102,059	3,685	105,744		3,685		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,946	一般職	53,313
				3. 職員手当等	255	扶養手当 △18 地域手当 117 通勤手当 △170 児童手当 △300 期末手当 391 勤勉手当 235	30,803
				4. 共 済 費	484	共済組合納付金	17,943
[2] 介護保険事務事業	14,457	0	14,457	2,500	△2,500		
				国庫支出金 2,500			

				[介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金 2,500]			
4 基金積立金	93,884	5,224	99,108	5,224			
				支払基金交付金 1,031			
				繰越金 4,193			
(1) 給付準備基金積立金	93,884	5,224	99,108	5,224			
				支払基金交付金 1,031			
				繰越金 4,193			
1) 給付準備基金積立金	93,884	5,224	99,108	5,224			
				支払基金交付金 1,031			
				繰越金 4,193			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	5,224		93,884
[1] 給付準備基金積立金事業	93,884	5,224	99,108	5,224		長寿社会推進課	
				支払基金交付金 1,031			
				[過年度分 1,031]			
				繰越金 4,193			
				[前年度繰越金 4,193]			

款 4 基金積立金 項 1 給付準備基金積立金 目 1 給付準備基金積立金

款 4 基金積立金 項 1 給付準備基金積立金 目 1 給付準備基金積立金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	5,224		93,884
5 諸支出金	1,710	15,386	17,096	15,386			
				繰越金	15,386		
(2) 雑支出金		15,386	15,386	15,386			
				繰越金	15,386		
1) 返 還 金		15,386	15,386	15,386			
				繰越金	15,386		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	15,386		
[1] 返還金事業		15,386	15,386	15,386		長寿社会推進課	
				繰越金	15,386		
				[前年度繰越金	15,386]		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	15,386	介護給付費国庫負担金返還金 5,573 介護給付費府費負担金返還金 5,873 地域支援予防事業国庫交付金返還金 42 地域支援包括・任意事業国庫交付金返還金 2,554 地域支援事業支援交付金返還金 48 地域支援予防事業府費交付金返還金 21 地域支援包括・任意事業府費交付金返還金 1,275	
歳 出 合 計	5,049,791	24,295	5,074,086	23,110	1,185		

				国庫支出金 2,500			
				支払基金交付金 1,031			
				繰越金 19,579			

款 5 諸支出金 項 2 雑支出金 目 1 返 還 金

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 20	千円 67,771	千円 38,049	千円 105,820	千円 21,911	千円 127,731	
補正前	19	64,825	37,794	102,619	21,427	124,046	
比 較	1	2,946	255	3,201	484	3,685	

職員手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 2,670	千円 2,819	千円 576	千円 972	千円 3,965	千円 1,021	千円 1,080	千円 15,877	千円 9,069
	補正前	2,688	2,702	576	972	3,965	1,191	1,380	15,486	8,834
	比 較	△ 18	117	0	0	0	△ 170	△ 300	391	235

(2) 給料及び職員手当等の増額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円 2,946	人事異動に伴う増減分	千円 2,946	人事異動による増減	職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	補正後				14人	6人	20人	
	補正前				13人	6人	19人	
	比 較				1人	—	1人	
職 員 手当等	255	人事異動等に伴う増減分	255	人事異動等による増減	扶養手当	△ 18 千円	期末手当	391 千円
					地域手当	117 千円	勤勉手当	235 千円
					通勤手当	△ 170 千円		
					児童手当	△ 300 千円		

議案第 17 号

平成 27 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,014 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 710,802 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 繰入金		170,010	△5,196	164,814
	1) 一般会計繰入金	170,010	△5,196	164,814
(5) 繰越金			17,210	17,210
	1) 繰越金		17,210	17,210
歳入合計		698,788	12,014	710,802

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		27,160	△5,196	21,964
	1) 総務管理費	25,560	△5,196	20,364
(2) 後期高齢者医療広域連合納付金		670,617	16,808	687,425
	1) 後期高齢者医療広域連合納付金	670,617	16,808	687,425
(3) 諸支出金		1,011	402	1,413
	1) 償還金及び還付加算金	1,011	402	1,413
歳 出 合 計		698,788	12,014	710,802

平成 2 7 年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 繰 入 金		170,010	△5,196	164,814			
(1) 一般会計繰入金		170,010	△5,196	164,814			
	1) 事務費繰入金	27,149	△5,196	21,953	1. 事務費繰入金	△5,196	
5 繰 越 金			17,210	17,210			
(1) 繰 越 金			17,210	17,210			
	1) 繰 越 金		17,210	17,210	1. 前年度繰越金	17,210	
歳 入 合 計		698,788	12,014	710,802			

款 5 繰 越 金 項 1 繰 越 金 目 1 繰 越 金

歳 出

款 1 総務費 項 1 特定健康診査等事業費

目 1 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	27,160	△5,196	21,964		△5,196		
(1) 総務管理費	25,560	△5,196	20,364		△5,196		
1) 一般管理費	25,560	△5,196	20,364		△5,196		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,480		10,599
				3. 職 員 手 当 等	△1,620		5,453
				4. 共 済 費	△1,096		3,457
[1] 人件費事業	19,509	△5,196	14,313		△5,196		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,480	一般職	10,599
				3. 職 員 手 当 等	△1,620	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△99 △22 △949 △550
				4. 共 済 費	△1,096	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△1,387 181 110
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	670,617	16,808	687,425		16,808		
				繰越金	16,808		
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	670,617	16,808	687,425		16,808		
				繰越金	16,808		
1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	670,617	16,808	687,425		16,808		
				繰越金	16,808		

				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	16,808		670,617
[1]後期高齢者医療 広域連合納付事 業	670,617	16,808	687,425	16,808			
				繰越金 16,808			
				[前年度繰越金 16,808]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	16,808	保険料等負担金	670,617
3 諸支出金	1,011	402	1,413	402			
				繰越金	402		
(1)償還金及び還付 加算金	1,011	402	1,413	402			
				繰越金	402		
1)保険料還付金	1,011	402	1,413	402			
				繰越金	402		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	402		1,011
[1]後期保険料還付 事業	1,011	402	1,413	402			
				繰越金	402		
				[前年度繰越金 402]			

款 3 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 1 保険料還付金

款 3 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 1 保険料還付金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	402	保険料還付金	1,011
歳 出 合 計	698,788	12,014	710,802	17,210	△5,196		
				繰越金	17,210		

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	3 人	8,119 千円	3,833 千円	11,952 千円	2,361 千円	14,313 千円	
補正前	3	10,599	5,453	16,052	3,457	19,509	
比 較	0	△ 2,480	△ 1,620	△ 4,100	△ 1,096	△ 5,196	

職員手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	234 千円	335 千円	0 千円	474 千円	112 千円	0 千円	1,721 千円	957 千円
	補正前	234	434	0	474	134	0	2,670	1,507
	比 較	0	△ 99	0	0	△ 22	0	△ 949	△ 550

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円	人事異動に伴う増減分	△ 2,480	人事異動による増減	職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	△ 2,480				補正後	1人	2人	3人
					補正前	2人	1人	3人
					比 較	△1人	1人	—
職 員 手 当 等	△ 1,620	人事異動に伴う増減分	△ 1,620	人事異動による増減	地域手当	△ 99 千円		
					通勤手当	△ 22 千円		
					期末手当	△ 949 千円		
					勤勉手当	△ 550 千円		

議案第18号

平成27年度泉南市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度泉南市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成27年度泉南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業収益	1,752,301千円	794千円	1,753,095千円
第2項 営業外収益	278,055千円	794千円	278,849千円
	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業費用	1,567,739千円	13,523千円	1,581,262千円
第1項 営業費用	1,424,394千円	13,551千円	1,437,945千円
第2項 営業外費用	123,345千円	△28千円	123,317千円

(資本的支出)

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額365,056千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額365,482千円」に、「過年度分損益勘定留保資金341,884千円」を「過年度分損益勘定留保資金342,310千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	698,188千円	426千円	698,614千円
第1項	建設改良費	515,924千円	426千円	516,350千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条の職員給与費「173,793千円」を「187,770千円」に補正する。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成27年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

収益的収入の補正

(単位:千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
A, 水道事業収益			1,752,301	794	1,753,095	
	2, 営業外収益		278,055	794	278,849	
		4. 他会計補助金	9,631	794	10,425	
		1, 他会計補助金	9,631	794	10,425	児 童 手 当 210 基礎年金拠出金 584

収益的支出の補正

(単位:千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
B, 水道事業費用			1,567,739	13,523	1,581,262	
	1, 営業費用		1,424,394	13,551	1,437,945	
		1. 原水及び浄水費	678,762	△ 836	677,926	
		1, 給 料	11,594	△ 657	10,937	給 料 △ 657
		2, 手 当	20,957	217	21,174	地 域 手 当 △ 27 通 勤 手 当 18 期 末 手 当 172 勤 勉 手 当 54
		3, 賞与等引当金 繰 入 額	1,389	12	1,401	期 末 手 当 4 勤 勉 手 当 2 法 定 福 利 費 6

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
			6, 法定福利費	3,829	△ 408	3,421	共済組合納付金 △ 800 厚生年金 245 健保負担金 147
		2. 配水及び給水費		163,881	2,493	166,374	
			1, 給料	13,342	2,008	15,350	給料 2,008
			2, 手当	6,677	207	6,884	地域手当 80 通勤手当 24 期末手当 121 勤勉手当 △ 18
			3, 賞与等引当金 繰入額	2,042	139	2,181	期末手当 83 勤勉手当 46 法定福利費 10
			6, 法定福利費	4,671	139	4,810	共済組合納付金 △ 49 厚生会事業補給金 12 厚生年金 109 健保負担金 67
		3. 業務費		78,775	△ 24	78,751	
			2, 手当	3,077	△ 49	3,028	期末手当 △ 17 勤勉手当 △ 32
			3, 賞与等引当金 繰入額	666	35	701	期末手当 20 勤勉手当 12 法定福利費 3
			6, 法定福利費	1,447	△ 10	1,437	共済組合納付金 △ 10
		4. 総係費		53,141	12,046	65,187	
			1, 給料	16,933	4,779	21,712	給料 4,779

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考		
		2, 手 当	8,832	3,227	12,059	扶 養 手 当 252 地 域 手 当 197 住 居 手 当 324 通 勤 手 当 386 兒 童 手 当 300 期 末 手 当 1,193 勤 勉 手 当 575		
		3, 賞与等引当金 繰 入 額	2,669	794	3,463	期 末 手 当 406 勤 勉 手 当 249 法 定 福 利 費 139		
		6, 法 定 福 利 費	5,784	1,374	7,158	共 済 組 合 納 付 金 1,362 厚 生 会 事 業 補 給 金 12		
		8, 退 職 給 付 費	4,137	1,872	6,009	退 職 給 付 費 1,872		
		9. 水 質 費	16,051	△ 128	15,923			
		2, 手 当	1,558	△ 49	1,509	期 末 手 当 △ 17 勤 勉 手 当 △ 32		
		3, 賞与等引当金 繰 入 額	738	△ 69	669	期 末 手 当 △ 75 勤 勉 手 当 2 法 定 福 利 費 4		
		6, 法 定 福 利 費	1,452	△ 10	1,442	共 済 組 合 納 付 金 △ 10		
		2, 營 業 外 費 用		123,345	△ 28	123,317		
		2. 消 費 税		20,858	△ 28	20,830		
		55, 消 費 税		16,426	△ 22	16,404	消 費 税 △ 22	
		56, 地 方 消 費 税		4,432	△ 6	4,426	地 方 消 費 税 △ 6	
		合 計			1,567,739	13,523	1,581,262	

資本的支出の補正

(単位:千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
D , 資本的支出			698,188	426	698,614		
1, 建設改良費	1, 事務費		515,924	426	516,350		
		1, 給料	26,674	43	26,717	給料 43	
		2, 手当	16,971	383	17,354	扶養手当 258 地域手当 12 管理職手当 96 通勤手当 △24 児童手当 △90 期末手当 83 勤勉手当 48	
合 計			698,188	426	698,614		

給 与 費 明 細 書

1.総 括

(単位:千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
		一般職 (人)	その他 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	12	2	0	56,793	57,731	114,524	19,615	134,139
	資本勘定支弁職員	6	0	0	26,717	17,354	44,071	9,560	53,631
	合 計	18	2	0	83,510	75,085	158,595	29,175	187,770
補正前	損益勘定支弁職員	11	1	0	50,663	51,557	102,220	18,368	120,588
	資本勘定支弁職員	6	0	0	26,674	16,971	43,645	9,560	53,205
	合 計	17	1	0	77,337	68,528	145,865	27,928	173,793
比較	損益勘定支弁職員	1	1	0	6,130	6,174	12,304	1,247	13,551
	資本勘定支弁職員	0	0	0	43	383	426	0	426
	合 計	1	1	0	6,173	6,557	12,730	1,247	13,977

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	管理職手当
	補正後	3,630	3,484	21,393	12,260	324	1,596	2,016
	補正前	3,120	3,222	19,420	11,354	0	1,192	1,920
	比較	510	262	1,973	906	324	404	96
	区分	超勤手当	特殊勤務手当	児童手当	退職給付費	宿日直手当	浄水場管理手当	
	補正後	14,529	167	1,770	6,009	5,271	2,636	
	補正前	14,529	167	1,560	4,137	5,271	2,636	
	比較	0	0	210	1,872	0	0	

2.給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由内訳	説明	備考
給料	6,173	人事異動に伴う増減分	6,173 人事異動による増減	給料 6,173
手当	6,557	人事異動に伴う増減分	6,651 人事異動による増減	扶養手当 510
				地域手当 262
				期末手当 1,973
				勤勉手当 906
				住居手当 324
				通勤手当 404
				管理職手当 96
				児童手当 210
				退職給付費 1,966
		自己都合退職に伴う減分	△ 94 自己都合退職に伴う減分	退職給付費 △ 94
共済費	1,247	人事異動に伴う増減分	1,247 人事異動による増減	法定福利費 1,247

議案第 19 号

平成 26 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第20号

平成26年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 21 号

平成 26 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 22 号

平成 26 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 23 号

平成 26 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 24 号

平成 26 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 25 号

平成 26 年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 26 号

平成 26 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 27 号

平成 26 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 28 号

平成 26 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 29 号

平成 26 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第30号

平成26年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成27年9月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 31 号

平成 26 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 32 号

平成 26 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 33 号

平成 26 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 34 号

平成 26 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 35 号

平成 26 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 36 号

平成 26 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 37 号

平成 26 年度泉南市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度泉南市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 27 年 9 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

